主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人野島武吉の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条に該当しない(原判決挙示の証拠により原審認定の事実は肯認することができる)。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月八日

最高裁判所第一小法廷

郎		Ξ	松	岩	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官